

○九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験委員会内規

平成13年 4月 4日
制 定

改 正 平成15年 9月25日
平成17年10月27日
平成22年 3月25日
平成24年10月25日
平成30年 8月 9日
令和 4年 7月27日
令和 7年 7月10日

九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験委員会内規

(目的)

第1条 この内規は、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験細則（平成24年九工大生命体工学研究科細則第1号）第3条第2項の規定に基づき、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、動物実験に関する次の事項を審議し、並びに地区管理者の諮問に応じ、当該実験計画の法律及び基準等への適合度を審査する。

- (1) 科学的妥当性に関すること。
- (2) 動物福祉に関すること。
- (3) 実験動物の飼育管理、飼育環境その他実験に関すること。
- (4) 動物実験規則に関すること。
- (5) 動物実験の教育訓練に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 生命体工学研究科長（以下「研究科長」という。）の指名する者1名
- (2) 生命体工学研究科の動物実験を行う教員2名
- (3) 生命体工学研究科の動物実験を行わない教員1名
- (4) 実験動物に関して優れた識見を有する獣医師1名
- (5) その他委員会が必要と認めた教員若干名

2 前項の委員は、研究科長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成13年4月4日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年9月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年10月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月25日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和7年7月15日から施行する。